

[事案 2023-94] 損害賠償請求

・令和6年3月1日 裁定打ち切り

<事案の概要>

保険会社の対応が不足していたこと等を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成6年4月に契約した定期保険特約付終身保険（契約①）を令和元年6月に解約し、平成30年9月に契約した医療保険（契約②）を令和4年11月に解約したが、契約②の解約翌日に自宅で転倒し救急搬送されたため、その翌日に解約の撤回を申し出たが、保険会社は応じなかった。以下の理由により、損害賠償を求める。

- (1) 保険会社の落ち度によって認知症対応の保険に加入できなかった。募集人とは長年関わっていたのだから、自分が認知症の診断を受ける前に異変に気付いて、家族に相談したり、認知症保険の加入を勧めることができたはずである。
- (2) 死亡保障への内容変更の対応をしてもらえなかった。
- (3) 他保険会社での加入を含め保険加入の機会を逃した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①は、契約者貸付元利金が解約返戻金を上回り失効する旨の通知がなされた後に、契約者貸付金の精算のため申立人が解約した。
- (2) 契約②は、契約①を解約後、医療保障のために締結されたものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人は申立ての内容も十分に理解していないことが認められたことから、裁定手続を打ち切ることとした。